

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る 出荷・販売等の関係書類の提出依頼について

標記の交付金につきまして、交付金の交付に必要な書類を送付しますので、必要に応じ販売伝票等の写しと合わせて、以下のとおりご提出をお願いします。

提出がない場合は、交付金をお支払い出来ませんのでご注意ください。

1 提出書類

(1) 全員が提出するもの **※全員が必ず押印して提出して下さい。**

「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第 11-1 号）

裏面の対象作物はチェック済です。

地域振興作物とは以下のものを指します。

麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・米粉用米・加工用米
新市場開拓米・そば・なたね・露地野菜（18品目）

野菜の生産振興助成【露地栽培】（18品目）

〔対象者：認定農業者，認定新規就農者，集落営農組合〕

加工用トマト・なす・ねぎ・たまねぎ・レタス・さといも・ほうれんそう
ばれいしょ・はくさい・だいこん・スイートコーン・うど・えだまめ
キャベツ・ブロッコリー・にんじん・かんしょ・ズッキーニ

※JAに出荷・販売している場合、確認書類（販売伝票等）の提出を省略できます。

(2) 必要に応じて提出するもの

出荷・販売等の伝票（写し）等

対象作物をJA以外（直売所等）に出荷・販売している場合は、販売伝票（品目名が記載されているもの）等（写し：1部）のご提出をお願いします。

※直売所等での出荷・販売が提出期限以降となる場合、翌年の6月30日までに必ず販売伝票等（写し：1部）の提出をお願いします。

提出がない場合は、お支払いした交付金を返納していただくことになります。

2 書類の提出先

同封の返信用封筒（宇都宮市農業再生協議会あて）にて、ご提出下さい。

3 書類の提出期限

令和3年11月12日（金）までに必ず提出をお願いします。

《問合せ先及び提出先》

宇都宮市農業再生協議会（宇都宮市役所農林生産流通課内） 電話 028-632-2458